

## 要望書への回答報告

1 日 時 令和元年 11 月 19 日(火) 午前 10 時から 11 時

2 場 所 県庁西館 7 階 義務教育課

### 3 参加者

- |           |        |             |       |
|-----------|--------|-------------|-------|
| ・ 県教育委員会側 | 義務教育課  | 小山 敦史       |       |
|           |        | 平野 理枝子      |       |
|           |        | 長田 成伸       |       |
| ・ 静言研側    | 会 長    | 静岡市立番町小学校長  | 浅見 和高 |
|           | 事務局    | 静岡市立番町小学校   | 大川 純子 |
|           | 調査対策部長 | 富士宮市立大富士小学校 | 青木 達也 |
|           |        |             |       |

### 4 要望書への回答並びに情報交換

#### (1) 通級指導教室の新設・増設について

通級に関しては基礎定数化が始まって来年度は 4 年目になる。その一方で加配定数は順次減っているが、ここ数年の傾向は基礎定数化での増の方が加配の減よりも大きいので、毎年増級及び新設が実現できている状態である。

新設希望のある地域全てに、一度に新設できればよいのだが、今は過渡期であり、あと 6～7 年は徐々に増やしていかなければならない。そこで大事になってくるのが、言語・発達通級、小学校・中学校通級等々、優先順位を付ける作業だと考えている。現在の流れは、基本的には学校に一番近い市町教委の方で判断していただいた要望を県が受けて、準備を進めていただく形になっており、「県からつくります。」というものではない。だから、学校・市町教委で情報共有しながら、「是非この地域につくりたいんだ」という形で要望を上げていただきたい。言い方はよくないが、学校からの声が届かないと、市町教委だけの判断で県に情報が来ることになってしまう。「子どもの数だけではなくて、こちらの方が優先順位は高いんだ。」「未設置地区で困っている保護者が数多くいる。」「小学校で支援が途切れないように、中学校での通級を希望している保護者が多い。」等の意見を各校から出していけば、よりよいものになっていくと考えている。そういった面で、各校にも協力していただけるとありがたい。

#### (2) 教員の専門性・研修について

通級指導担当者には、50 代以上のベテランの先生が多く、そのノウハウを早く若い世代につなげていかななくてはいけないと感じている。そのため、今年の研修会ではいろいろな年齢層の先生方とグループワークができるように組んだが、若手の先生方からの感想には、「まだまだ勉強不足。知識が足りない。通級担当になるためのハードルはすごく高い。」等の内容のものがあつた。若手の先生の中には、自信をなくしてしまう方もいるようで、通級担当者研修では、研修内容はもちろんだが、先生方の配置・年齢層等、会の運営の仕方も含め課題はたくさんあると感じている。義務教育課としては、静西教育事務所、静東教育事務所の担当者と相談しながら、いろいろな年齢層がいるがどこに焦点を当てて研修をしていかなければならないかということもじっくり検討し、内容を考えていきたい。

小・中の担当者は悉皆になっている担当者研修会については、高等学校の先生方と幼児の言葉の担当者にも声を掛けたが、今年度は幼児の先生方が幼児局主管課主催の研修会と重なってしまい参加がなかったようである。次年度に向け、できる限り参加ができるよう研修会の設定を調整していきたい。また、今年の研修後アンケートの結果で、小・中の先生方からは、「高校の先生と一緒に研修でき、自分たちがかかわっている子どもたちが高校に行って、こういう支援につながるという具体的なイメージができた。」という声もあったので、県としてはこれからも、就学前の子どもたちの担当者から高等学校の担当者まで参加できる研修会を考えていきたい。

### (3) 中学校・高等学校での通級指導について

小学校で通級に通っている児童の保護者で、9割近くの方がそのまま中学でも継続してほしいと希望しているというアンケート結果を見ると、実際はそれ以上にニーズはあるのだろうと考えられる。

聴覚障害通級指導教室に関連した要望の中に、受験の仕方についての記載があったので、高校教育課に確認したところ、中学3年生に渡して高校進学の説明をするプリントには、「受験上の聞こえにちょっと心配があること等については、受験上の配慮願いという文書を学校から出していただく配慮ができる」ということが記載されているとのことだった。担当者からさらに詳しく説明があった。「保護者・本人⇒中学校の担任・担当⇒受験する高等学校⇒高校教育課と連絡が行き、高校教育課の入試担当と高等学校側でその生徒への配慮について協議していく。例えば、補聴器の使用はもちろん許されているが、別室を用意するだとか、座る場所を配慮しよく聞こえる場所に席を置く等、聞こえに限らずいろいろな配慮ができる。声さえ上げていただければ、それに応じた対応は何なりとこちらで考えていく。」とのことだった。

高等学校の通級は巡回で行っているが、高校側から来てほしいという要望が多数上がっている状況である。ただ、学校側がこの子を通級で見てもらいたいと考えても、本人が通級での指導を拒否することがあるという、担当者の声も上がってきている。夏前まで、一校一校担当者が指導員と回って、本当に必要かどうかヒアリングをし、9月から巡回通級が始まっている状態である。義務教育ではないが、子どもに対する支援というものが本当に変わってきたと感じると、高校教育課の担当者からも聞いている。

### (4) 就学前の聴覚スクリーニング検査について（後日電話にて回答あり）

県庁西館8F健康体育課（養護教諭もいる）に確認したところ、次のような回答だった。

- ・就学時健康診断は、日本学校保健の健康診断マニュアル（HPに上がっている）に沿って行うことになっている。
- ・このマニュアルの内容には、スクリーニングをしなければならないと書いてある。
- ・「マニュアルに沿って行うように」ということになっているので、就学時健診のたびに、県から通達を出していない。
- ・行っていないというのは、どういうことなのか？ 地区の判断で、勝手に行っていないということなのか？

県としてできることは、

- ・養護教諭の研修会などで、聴覚の子どもだけでなく支援の必要な子どもを「早期に見付けて早期に対応して。」「聴覚スクリーニングはしなければならないことを周知して。」と伝えていくこと。
- ・「聴覚スクリーニングをやっていますか？」と確認していくこと。

(5) 待機児童についての質問

「要望書の『Ⅳ発達障害通級指導教室充実と発展のための要望』のページに記載されている待機児童というのは、特別の教育課程編成届を提出しているお子さんの中で待機している、という児童生徒のことですか？」

⇒・編成届を出していないので、時間割に組み込めないから、待機児童ということ。今年度の定員に入れなくて、何もできないという待機です。

要望書に上げられている数が、就学支援委員会、または特別支援委員会で通級に行った方がよいという判定を受けながらも、そこで手続きが止まってしまっている児童生徒であると解釈すると、このお子さんたちのために何とかしなくてはという思いになる。

(6) 通級指導教室への理解について

通常学級の担任である先生方にとっては、本当に目先のことで手一杯でというのもあるかもしれないが、通級指導教室について理解できていない先生方がたくさんいるようである。母体は通常の学級なのだが、担任が通級に対する理解ができないと、せっかく通級担当の先生方が指導してくださったことが、その学級の中で生かされないということが起こってくる。

そこで、総合教育センターの方で出した「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を、いろいろな研修会の折に宣伝するようにしている。通級担当者や支援にかかわっている人だけではなく、全教員が通級指導教室のことや合理的配慮等についての理解を深めていかなくてはならないと考えているので、これからも広めていきたい。また、文科省の方でも通級スタートブックを制作中で、来年ぐらいには出ると思うので、そちらも併せて学校の方に周知、理解してもらえるようにしていきたいと考えている。